

令和3年5月21日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和3年5月21日（金） 午後1時30分

2. 場 所： 三島町町民センター 研修室

3. 出席委員： 1番 二瓶 辰雄 委員 2番 阿部 通利 委員
3番 長谷川 秋義 委員 5番 角田 陽市 委員
6番 菅家 三吉 委員 7番 大竹 祐子 委員
8番 五十嵐 政人 委員 菅家 壽一 委員

4. 欠席委員： （ 五十嵐 健二 委員 ）

5. 提出議案： 議案第6号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則
第17条の規定に基づく別段面積の設定について

6. そ の 他： （1）6月総会日程について

7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

1番 二瓶 辰雄 委員、3番 長谷川 秋義 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続いて会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （ 会務の報告を朗読説明する ）

議長： 提出議案の審議に移ります。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の設定について議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （ 議案第6号について朗読説明する ）

議長： 各委員からご意見等ございましたら挙手願います。

8番： 下限面積を撤廃した方がよいと考えているが、1㎡まで下げることはいかなのか。最低でも10㎡とするべきだと考えるが、実際に1㎡以下の農地はどの位あるのか。

事務局： 当町における1㎡以下の農地について、田んぼ2筆、畑15筆ある。参考までに1㎡から10㎡以下の田んぼ65筆、畑708筆ある。下限面積を10㎡にした場合、約800筆の農地が除外されるため、事務局案としては下限面積を1㎡とした。

1番： 筆数を合算して10aあれば農地を売買することが可能となっている。1筆（小規模面積）を購入し耕作することは不可能だと考える。

事務局： 今回要綱が制定された場合は1筆指定となり、1筆毎に下限面積を下げることになる。下限面積を10㎡に設定した場合は、それ以下の農地については、下限面積の特例を受けることができず売買ができなくなる。

8 番： 1㎡から10㎡に関しては、実態としては活用されておらず買収残地であり、1筆毎で考えた場合、耕作には不向きであるため借用する人はいないと思われる。

事務局： 現地調査を実施し、非農地通知をし農地ではないことを証明する必要がある。隣接地を合わせた場合、2筆を所有者が畑として利用している可能性があるため、現地調査を行わなければ判断できない。

1 番： 空き家に関しては下限面積を制限しなくてもよいのではないか。

8 番： 下限面積を問わない（ゼロ）とすることは可能なのか。

事務局： 下限面積を設定しなくても認められるのかについて、福島県へ確認したい。

（ 一時休会 ）

事務局： 福島県に確認したところ、国県が市町村へ下限面積を指示することができないため、設定条件については市町村の判断となる。

また、全国的に下限面積を問わない（ゼロ）としている自治体はなく、ほぼ全ての面積を対象可能とする面積として1㎡としている。

なお、詳細については、県では判断できないため国へ確認する必要があるとの回答をいただいた。

議長： 他にご意見等ございませんか。無ければ採決に移ります。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の設定について、原案に賛成、付帯決議、保留のいずれかに決定したいと思うが意見を求めます。

< 保留案件とする >

議 長： それでは最後、その他（１）６月総会の日程について、事務局の説明を求めます。

事務局：（事務局説明）

議 長： その他（１）６月の総会について、案として６月２１日（月）午後１時３０分ではどうでしょうか。

それでは次回は６月２１日（月）午後１時３０分からとします。

以上を持ちまして本日の定例総会を終了いたします。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和３年５月２１日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 二瓶辰雄

議事録署名人 長谷川秋義

